

別紙

用地測量積算基準及び標準歩掛 物件調査等積算基準及び標準歩掛 新旧対照表

頁	新（令和7年4月20日以降適用）	旧（令和7年3月20日以降適用）
表紙	<p>用地測量積算基準及び標準歩掛 物件調査等積算基準及び標準歩掛</p> <p>令和7年度 (令和7年4月20日以降適用)</p> <p>新潟県土木部</p>	<p>用地測量積算基準及び標準歩掛 物件調査等積算基準及び標準歩掛</p> <p>令和6年度 (令和7年3月20日以降適用)</p> <p>新潟県土木部</p>

3 旅費・交通費

現地への往復は、連絡車によるものとするが、現場内機械器具の運搬費（ライトバン運転費（2時間/日）を計上）を含むものとし、別途計上しない。

連絡車（ライトバン 1,500cc）1日当たり運転費

項目	規格	単位	員数	単価		金額		摘要
				本土	佐渡	本土	佐渡	
ガソリン		ℓ	5.4	※	175.0	※	945	2.7 ℓ/h×2h
ライトバン損料 1,500cc	運転	h	2	193		386		
〃	供用	日	1			1,170		
計						※	2,501	

※ 本土のガソリン単価は、市販されている「月刊建設物価（Web建設物価含む）」及び「月刊積算資料」の当月号に掲載されている単価の平均値を採用。

4 地域による変化率

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地・森林	原野
補正率	+1.0	+0.8	+0.5	+0.3	0	-0.3

5 縮尺による変化率（用地測量）

用地実測図	1/250	1/500	1/1000
用地平面図	+0.2	0	-0.1

6 縮尺による変化率（公共用地境界確定協議）

現況実測	1/250	1/500	1/1000
平面図作成	+0.2	0	-0.2

7 諸経費率

用地測量作業費に係る諸経費は、次表により定められた率を当該直接測量費に乗じて得た額とする。

(1) 諸経費率標準表

直接測量費	50万円以下	50万円を越え1億円以下	1億円を越えるもの
適用区分	下記の率	(2)により求められた率	下記の率
率又は変数値	95.8%	A 288.50	B -0.084
			61.4%

(2) 算定式

$$Z = A \times X^B$$

ただし、Z：諸経費率（単位：%）

X：直接測量費（単位：円）

A、B：変数値

(注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位止めとする。

3 旅費・交通費

現地への往復は、連絡車によるものとするが、現場内機械器具の運搬費（ライトバン運転費（2時間/日）を計上）を含むものとし、別途計上しない。

連絡車（ライトバン 1,500cc）1日当たり運転費

項目	規格	単位	員数	単価		金額		摘要
				本土	佐渡	本土	佐渡	
ガソリン		ℓ	5.4	※	175.5	※	947	2.7 ℓ/h×2h
ライトバン損料 1,500cc	運転	h	2	193		386		
〃	供用	日	1			1,170		
計						※	2,503	

※ 本土のガソリン単価は、市販されている「月刊建設物価（Web建設物価含む）」及び「月刊積算資料」の当月号に掲載されている単価の平均値を採用。

4 地域による変化率

地域	大市街地	市街地甲	市街地乙	都市近郊	耕地・森林	原野
補正率	+1.0	+0.8	+0.5	+0.3	0	-0.3

5 縮尺による変化率（用地測量）

用地実測図	1/250	1/500	1/1000
用地平面図	+0.2	0	-0.1

6 縮尺による変化率（公共用地境界確定協議）

現況実測	1/250	1/500	1/1000
平面図作成	+0.2	0	-0.2

7 諸経費率

用地測量作業費に係る諸経費は、次表により定められた率を当該直接測量費に乗じて得た額とする。

(1) 諸経費率標準表

直接測量費	50万円以下	50万円を越え1億円以下	1億円を越えるもの
適用区分	下記の率	(2)により求められた率	下記の率
率又は変数値	91.2%	A 371.23	B -0.107
			51.7%

(2) 算定式

$$Z = A \times X^B$$

ただし、Z：諸経費率（単位：%）

X：直接測量費（単位：円）

A、B：変数値

(注) 諸経費率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位止めとする。